

議第132号

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を次のように行う。

令和5年11月27日提出

京都市長 門川大作

相手方	
事件の種類	療養給付費等相当額の金員の支払の請求
事件の内容	<p>相手方は、国民健康保険法に規定する国民健康保険の被保険者であったが、平成29年11月22日以降、被保険者の資格を喪失していたにもかかわらず、同年12月及び平成30年3月に国民健康保険の被保険者証を使用して保険医療機関において療養の給付等を受け、その結果、当該療養の給付等に係る療養給付費等相当額（相手方が保険医療機関に支払った額を除く。）を法律上の原因なく利得したことから、本市は、相手方に対し、当該療養給付費等相当額（621,492円）の金員の支払を請求したが、相手方は、これに応じなかった。</p> <p>そこで、本市は、京都簡易裁判所の裁判所書記官に対し、相手方に当該療養給付費等相当額の金員及び支払督促の手續の費用の支払を命じる旨の支払督促を申し立て、当該裁判所書記官は、相手方に対し支払督促を發したが、相手方がこれに対し適法な督促異議の申立てをしたため、民事訴訟法の規定により訴訟に移行した。</p> <p>このため、この訴訟を継続し、又は裁判上の和解を行おうとするものである。</p> <p>なお、裁判上の和解は、相手方が本市の請求額の全額の支払を約束する場合に、支払方法について譲歩するものに限り行うこととする。</p>

提案理由

訴えの提起（裁判上の和解を含む。）を行う必要があるので提案する。